

令和元年台風第19号に係る消防関係手数料の免除について

免除対象申請手数料

石巻市、東松島市、女川町内において、消防法に基づく危険物の許可、又は火薬類取締法に基づく許可を受けていた施設が、令和元年台風第19号で被災し、その施設を復旧するための申請手数料を免除することができます。

※一部免除対象外の手数料があります。

免除期間

令和元年10月31日から令和2年3月31日まで

手続き方法

申請書に石巻市、東松島市、女川町が発行する施設が被災した旨の「り災証明書」、「被災証明書」のいずれかの写しを添付してください。

詳しくは、石巻地区消防本部予防課まで、お問い合わせください。

TEL : 0225-95-7167